

19/6/26 名古屋市議会経済水道委員会午前中
(半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):ただいまから経済水道委員会を開会いたします。
この場合、ご報告いたします。市政記者クラブ所属の報道機関より頭撮りの申し出がありましたのでこういうこれをお許しいたします。

議事の都合もごございますので撮影関係者におかれましては速やかに退室もしくは所定の撮影場所へ移動の方よろしく願います。

本日は観光文化交流局関係の付議議案に対する総括質疑を行います。

ご要求のありました資料が提出されておりますのでまず資料について当局の説明を求めます。

伊藤課長:ご要求のございました資料につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の経済水道委員会説明資料の1ページをお開き願います。

1 木材の製材でございます。

(1)工程といたしまして主加工木材、木材保管庫の区分ごとの工程を2018年度から2020年度の3ヶ年にわたり掲げさせていただきました。

(2)流れといたしまして、貯木場 山林より木材を調査手配いたしましてから、荒製材、乾燥加工を経て、宮大工作業場での仕口加工、素屋根における組み立てまでの流れを順に掲げさせていただきました。

なお、仕口加工、組み立て、修正加工については別途工事となるものでございます。ご覧たまわりたいと存じます。

恐れ入ります2ページをお願いいたします。

2 木材保管庫および愛知県新体育館でございます。

このたび予算をお願いしております木材を保管庫に関しまして、上段におきましては、木製保管庫、愛知県新体育館おのこの建築面積を。下段におきましては名城公園内における愛知県新体育館、木造保管庫おのこの立地を平面図として掲げさせていただきました、続きまして3ページをお願いいたします。

3 木材保管庫、木材保管庫設置工事でございます。

木材保管庫につきまして、天守台の石垣の石垣上部まで工事車両が近寄れるように石垣を保護しながら設置する構台、名城公園 南遊園からの工事車両搬入ルートを確認するためにかける栈橋等と合わせた配置図を掲げさせていただきました。ごらん賜りたいと存じます。

恐れ入りますが4ページをお願いいたします。

4 石垣の保全に関する本市優先交渉権者(竹中工務店)の杏と石垣部会の意見でございます。名古屋城の石垣の保全につきまして、本市及び優先交渉権者である竹中工務店の案を左欄に、石垣部会の意見を右欄に掲げさせていただきました。

続きまして5ページをお願いいたします。

5 名古屋城天守閣整備事業に係るコンサルタントへの相談でございます。

平成30年10月25日に実施いたしました文化財石垣保存協議会に所属するコンサルタントへの相談につきまして、場所、相談いたしましたコンサルタントの職氏名、及び相談いたしました内容につきまして掲げさせていただきました。ごらん賜りたいと思います。

恐れ入ります。6ページをお願いいたします。

6 名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項への回答でございます。

(1) 全般的事項といたしまして、現状変更申請の経緯について天守解体、仮設物設置が石垣等に与える影響の有無を判断する方法についての区分ごとの本市の回答を、(2) 個別事項といたしまして、7ページにかけまして各区分ごとにおける本市の回答をそれぞれ掲げさせていただきます。ごらん賜りたいと存じます。

恐れ入ります。

8ページをお願いいたします。

7 基本協定書における事業期間と事業費の変更に係る弁護士の見解でございます。

お2人の弁護士の方に対しましては、基本協定書における事業期間と事業費の変更に係る見解を伺ってまいりましたので、その内容を掲げさせていただきました。

続きまして9ページをお願いいたします。

8 名古屋城天守閣整備事業に関する市民意見でございます。

(1) 名古屋城天守閣の整備 2万人アンケートの主な調査結果といたしまして、

ア 調査概要として調査の概要、対象の抽出方法、調査方法、調査機関を

イ 回収状況といたしまして、調査標本数と標本回収数及びその割合を

ウ 名古屋城天守閣の整備の考え方としまして、有効回答数7224のうち2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う、2020年7月にとらわれず木造復元を行う。

現天守閣の耐震改修工事を行う等の区分ごとの回答割合を掲げさせていただきました。

恐れ入ります。

10ページをお願いいたします

(2) 名古屋城天守閣の整備、タウンミーティング(平成27年12月から平成28年1月)における会場アンケートといたしまして、

ア 理解度としてとてもよく分かった よくわかった。あまりよくわからなかった よくわからなかった 不明の区分ごとの回答件数及び構成比を、

イ 主な意見といたしまして会場アンケートに記入いただきました意見の主なものを掲げさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

(3) 名古屋城天守閣の整備、市民向け報告会(平成28年5月開催)における主な意見といたしまして、木造復元、耐震改修、提案内容、収支計画その他の区分ごとに、報告会参加者からいただいた主な意見を、12ページにかけまして掲げさせていただきます。

続きまして 13 ページをお願いいたします。

(4)名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会、シンポジウム(平成 30 年 1 月開催における会場アンケート)といたしまして、

ア 理解度として理解できた 理解できなかった どちらでもない等の区分ごとの回答件数及び構成比を

イ 主な意見といたしまして、会場アンケートに記入いただきました意見の主なものを天守閣木造復元、バリアフリー、その外の区分ごとに掲げさせていただきました。

恐れ入りますが、14 ページをお願いいたします。

(5)名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会 シンポジウム(平成 31 年 1 月開催における会場アンケート)といたしまして、

ア 理解度として理解できた 理解できなかった どちらでもない等の区分ごとの回答件数及び構成比を

イ 主な意見といたしまして会場アンケートに記入いただきました意見の主なものを掲げさせていただきます。ごらん賜りたいと存じます。

続きまして 15 ページをお願いいたします。

9 名古屋城天守閣整備事業に係る各会派の意向でございます。

平成 27 年 9 月定例会から直近の平成 31 年 2 月定例会までにおきまして各会派からいただきました意向につきまして、19 ページにかけまして会派ごとに掲げさせていただきました。

ごらん賜りたいと存じます。

続きまして 20 ページをお願いいたします。

10 令和元年 6 月 21 日市政記者クラブへの説明における観光文化交流局長の主な発言内容でございます。誠に申し訳ございません。

資料一行目の後半(今後は工程の)とあります。工程を工期に訂正させていただきます。

お手元に別紙を配付させていただきました。1 枚ものの資料をごらんくださいませ。

令和元年 6 月 21 日に行われました、市長による市政記者クラブへの説明終了後、観光文化交流局長が市政記者クラブに対し説明した主な内容を掲げさせていただきました。

ごらん賜りたいと存じます。

続きまして 21 ページをお願いいたします。

11 令和元年 6 月 24 日の定例知事記者会見でございます。

令和元年 6 月 24 日に行われました愛知県知事の定例知事記者会見における知事及び記者の発言概要及び発言に対する市長と観光文化交流局長の見解を 22 ページにかけまして掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

続きまして 23 ページをお願いいたします。

12 名古屋城天守閣整備事業に係る平成 30 年 6 月以降の文化庁との打ち合わせでございます。

平成 30 年 6 月 13 日から令和元年 6 月 19 日までの本市と文化庁の名古屋城天守閣整備事業に係る打ち合わせの記録を 55 ページにかけまして掲げさせていただきました。ごらん賜りたいと存じます。

また、添付資料といたしまして、天守台石垣の保存をお示しさせていただきました。

ご覧賜りたいと存じます。

資料の説明は以上でございますが、6 月 24 日に当委員会におきまして、江上委員よりございました、平成 27 年 9 月定例会での市長提案理由に係るご質問につきまして、市長提案理由説明では、現天守閣の耐震性の低さには触れていなかったことを確認いたしましたのでご報告いたします。

あわせて、江上委員よりご指摘のございましたコンサルタントからの助言に係る答弁につきまして、コンサルタントからの助言をもとに解体先行という方法を決定した旨のご答弁を申し上げましたが、コンサルタントからは耐震性が低いため解体を先行すべきという助言を受けてはいなかったことを確認いたしました。お詫びして訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

以上でございますがよろしく御審議をよろしくお願いいたします。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):説明が終わりましたので資料に対する質疑を含め総括質疑をお許しいたします。

浅井正仁(自民・中川区):おはようございますじゃないですねもう。時間が大分たっておりますので。資料たくさん要求いたしまして、今日の朝来たのもありますんで、まだちょっと見てないところもありますが、順次質問させていただきたいと思っております。

そもそもこの契約、契約についてお聞きします。したいんですけども。

基本協定の規定、基本協定書の第 2 条第二項に、「発注者は、名古屋市は文化庁と関係機関の調整及び手続き等を行い、文化財保護法の規定による許可を申請する」と書かれています。

また同条第三項には、優先交渉権者竹中工務店は発注者、名古屋市が実施する文化財の復元に必要な諸手続きにおいて責任を持って必要な資料を作成するとあります。

つまり、許可申請の主体は名古屋市、でいいですね。

許可申請の主体は名古屋市、必要な資料があれば竹中工務店にも書類を用意する責任があるということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

蜂矢主幹:委員ご指摘のとおりだと、通りでございます。ただあの三条には発注者と優先交渉権者は現状変更許可の取得に際して、互いに協力するという文書もございますので、名古屋市と竹中工務店が協力して申請書は作成するものというふうに考えております。

浅井正仁(自民・中川区):では今のところ文化庁から許可が得られていないわけです。ね。これは優先交渉権者である竹中工務店から必要な資料が出てこないから許可が得られていないとか、というところで、そうであれば必要な資料が出てないから許可が得られないわけではないのでは。必要な資料が出ていないから許可が得られていないわけではないのであれば、いまだ文化庁の許可が得られていない責任は竹中工務店にあるのか、それとも名古屋市にあるのかどちらかだと考えていますか。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):だれが答弁されますか。

浅井正仁(自民・中川区):名古屋市さんですか。竹中さんですか、それとも両方ですか。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):答弁お願いします。

蜂谷主幹:どちらに責任があるかということにつきましては、3項において、現状変更許可の取得に際しては互いに協力するという条項がございますので、名古屋市竹中双方の責任であるというふうに考えております。

浅井正仁(自民・中川区):はい、委員長すいません、双方とも言われました。

では、この間いただいた市長のコメント、引用されています。

基本協定書第十三条に事業期間の遵守について定められています。

この事業期間の遵守について、竹中工務店に責任がない、責任は名古屋市。しかしながら、前あなたたちに聞いたら、現状許可までは私たちの責任だと言われていました。ね。

しかし、今の段階では双方が責任があるということを言われましたが、よろしいでしょうか。

許可申請については、名古屋市だと、あなたはおっしゃいました。しかし現時点では、双方に責任があるとゆうことでよろしいでしょうか。

佐治所長:失礼しました。

許可申請につきましては、名古屋市の責任であるというふうに考えております。

ただ、申請に必要な書類につきましては双方で協議しながら作成してまいりますので、その部分に関しましては竹中工務店の方にも一定の責任を担う部分があるのかなというふうに考えているところでございますの。

浅井正仁(自民・中川区):では、その責任がある名古屋市と竹中工務店。ね。竹中工務店が協力をしなければいけないと先ほど言いましたが竹中工務店からこの2022年の12月竣工に間に合う、間に合わないということを話されました。

そういう電話をいただきましたか。協議に乗りたいという話はありませんか。
現時点で、お答えください。

新井主幹：先週金曜日の市長コメントにもあります竹中工務店と名古屋市と今後の現在、継続審議になったというこの事実があることにつきまして、竹中工務店の方にもお話をさせていただいております。

その上で、速やかに協議、打ち合わせをさせていただきたいということで、竹中工務店とは話をしておりますが、まだそこに至ってないというのが事実でございます。

浅井正仁（自民・中川区）：現時点では協議がされてないということは、まだ白紙という状況ですよ。

だからひょっとしたら竹中工務店も2022年の12月に間に合う。って言うかもしれないということですよ。そういう考えでよろしいでしょうか。

新井主幹：ご指摘のように、この速やかに行う協議というものが今までできておりませんので、その事も工期の見直しということも含めて、打ち合わせをするということでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：いくなれば、今、名古屋市は、何の材料も。ね、何にもないわけなんですよ。ね。

市長さんが市長コメントで、今後は工期の見直しを含め天守閣木造復元の実現に向け、竹中工務店、文化庁、地元の有識者と協議を進めてまいりたいという答弁がコメントがありました。

それを思うと、竹中工務店は、どういう状況かわからない。そして、文化庁は、許可を出していない以上、xという考え。そして地元の有識者もx。ということで、現時点で、何も無いところで、私達にね、議案を提案している当局に、何をお答えしていいかがね、わかんないんですよ。

でこれまで2022年12月竣工に向けてあなた先は頑張るといつてきた。ね。

頑張るといつてきた。そして5月。許可を得ると散々言ってきました。

でも我々議会は様々なね、要望や附帯を付きました。

要望もね、自由民主党、先ほど資料でもらいましたが、ね。どこだったかな。

18ページ。ね。

30年6月定例会、自由民主党による要望 木材の調達に当たっては文化庁から与えられた課題を確実に解決し、現状変更許可の見通しを立てた上で計画的に行うこと。ってありますよ。

この要望をね、無視してあなたたちは買ったんでしょう。

この間も聞いたかもしれんですけども。なんで買ったんですか。多分ね、木材がね。

その時期じゃないとね買えないって。そういう答弁するんですよ。ね。

だけど、現実には、2022年になくなっちゃったんですよ。現実には。

それを踏まえてもうステージは変わったんですよこれ。だったらどうするのか。

今年も17億で買うんでしょう。

本当に買っちゃっていいんですか。保管庫だってね、何十年とあそこに置いとくんですか。

ねえ。それを踏まえてね、やっぱり原点に戻ってねあなたたちのやることは竹中と協議をする。

そして石垣部会とね真摯に向き合うことだと思っただろうんですよ。ね。どう思います。

私の言ってること間違ってますかね。

佐治所長：先日の市長のコメントの中で天守閣木造復元、すいません。

今後は工期の見直しを含めているところで協議先として竹中工務店、文化庁、地元の有識者とあがっているところでございます。

どちらにしてもいろんな解体の手続きの中に着手するためにはその前の遺構の方でありますかありますとかそういったところがございまして、その地元の有識者との話し合いとかそういったところにつきましては早急に詰めて形ですね、明確なスケジュールというかそういったところにつきましては出していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：全然答えになってませんよ。あなたたちの工期なんて当てにならないですから。ね。

何年これ、2022年って言ってるんですか。あなたたちのね、その工期は当てになんない。

ね。でね。何にも材料がないんですよ。さっき言った工期なんていうのは。ね。

それでね、何で議論するかって言って、じゃあ文化庁のやりとりをね、お願いしたらなに、まっ黒じゃないですかこれ。この間の答弁で、局長が答えてくれたのかな。

文化庁と協議して、提出させてもらえると。じゃあ文化庁のこれ誰に聞いたんですか。

この間そうやって答えましたよね。

佐治所長：この前の資料要求の際にですね、私の方から情報公開制度にのっとりた形で、そういったことも踏まえた形で資料を提出させていただきたいというふうにお答えしたかと思いません。

そういった中でですね、今現在その現状変更許可申請に係る打ち合わせにつきまして、文化庁といろいろ協議を進めている段階でございます。

その中には当然その文化審議会等においてそのまま直接審議される内容なんかも含んでおりますことからですね。文化審議会の審議に影響を及ぼす可能性があるということも含めまして、情報公開制度にのっとりた形で今回こういう形で提出をさせていただいたというところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):この間文化庁と相談すると言ったんじゃないんですか。
情報公開なんかわかってますよ。

佐治所長:すみません答弁が漏れておりました。
今回のですねお出した資料につきましては、文化庁との打ち合わせを市の立場で整理した
メモでございます。
したがいまして、市の方ですねその判断をさせていただいて、今現在出せるもの出せないもの
のことを判断した形で今回資料として出ささせていただいたところでございます。

浅井正仁(自民・中川区):そうすると、この間の答弁は、文化庁は丸っと関係ないってことで
すよね。ね。そういうことでいいですね。

佐治所長:すみませんそういったところでいいますとちょっと答弁が適切でなかったかと思
います。失礼しました。

浅井正仁(自民・中川区):適切じゃないとかねそんなレベルじゃないですよ。こっちはものす
ごい期待したんですよ。でね、何の資料でこれ議論すればいいんですか。
これ見ることだめなんですか。文化庁が何言ってんのかね。知りたいんですよ。
そうじゃないと議論できないんですよ。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区):答弁されますか。

佐治所長:すみません繰り返しになりますが、文化審議会の方で審議に影響を及ぼす可能性
があるということでございまして、そこに関連する部分につきましては今回非公開という形で
提出させていただいております。

渡辺義郎(自民・北区):あのねえ。これ個人情報じゃないんだわ。
文化庁にやりとりの中で、参考になることであればそれを受けて立ってね、向こうに言われた
ことをそのままですなこうしなさいと言っとるような内容。
あるいは仄聞するとですね。もうその黒塗りの中には 2022 年の 12 月ってのはだめだってこ
とはっきり書いてあると、こうらしいがね。
それで出せないんでしょう。はっきり言って。それはね、個人情報を聞いとるわけじゃないの。
大切なそういったですね、やりとりあるいはどういふことをですね、向こうから要請があったか
ということを知りたいわけだ。いろいろ。ね。その中身を知りたいのにですよ。
あたかも個人情報みたいな形はもってのほかだよ。
局長いっぺんあなた答弁しなさい責任者として。

松雄局長: 私もこの前質問に対しては真摯にやっぱり議会の皆様に、今ご審議をいただいているものですから、

渡辺義郎(自民・北区): 出さにかいじゃないかそういうのは

松雄局長: できるだけことはやっぱり私どもお出ししていきたいと。

ですから今回確認事項の回答なども本来であるならば、多分これ今までのスタンスですと出しておりませんけれども、できるだけ私どもの回答をですね。お出しするような形で対応させていただきます。

ただそれぞれのやりとりの議事録につきましては、やっぱり我々のやっぱり条例等のことがありますので、条例の解釈にのっとった形で出させていただいておりますし、今所長が申し上げましたように、ここは今の審議というか議論が文化庁と続いておりますので、そこを出すということについてはやはり我々も判断といたしまして、今は出せないということだもんですから、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

渡辺義郎(自民・北区): あのねえ、我々はそれはね、適切かどうかって審議するとその資料を出してくれと言つとるにもかかわらず、出せないと。

それは、あなたとこの立場で出せれないということでしょう。まずいで。

そういうことに繋がってくるんじゃないありませんか。こんなことでね、我々に論議しろっていわれたって論議のしょうがないですわこれ。

はっきり言って。もう一度ね、黒塗りのところを出せるだけ出していただくような、そういったことをですね、出していただけなくてはこれは論議の対象にもならん。

論議のしょうがない。はっきりいって。前に進めることができません。

渡辺義郎(自民・北区): 委員長、これは、暫時休憩をまた、動議としてですね、きちっとこれをしていただくような形をですね、もう一度論議をしていただくように、そのための暫時休憩をお願いしたい。

委員長 鈴木孝之(減税・天白区): ただいま渡辺委員より暫時休憩について動議が提出されました。

賛成の方、賛成者がおりますので、動議は成立しております。

それでは本動議について採決を行いたいと思います。本動議に賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。動議は可決をいたしました。

それでは暫時休憩をしたいと思います。再開に関しましては、追ってまたお知らせをしたいと思いますのでよろしく申し上げます。